

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

加美町は、宮城県の北西部に位置し、東西に約32km、南北に約28km、面積は約461km<sup>2</sup>あり県内でも有数の面積を有している。地形としては西部、北部、南部が山岳地・丘陵地となっており、ブナなど豊かな森林を有する船形山や加美富士と呼ばれる町のシンボル“菓菜山”がそびえている。丘陵地からは清流“鳴瀬川”と“田川”が貫流し、その流域には肥沃な田園地帯が広がり、四季折々の自然の変化を満喫できる町である。

町内の人口推移は、国勢調査人口の5年間の推移と比較すると、平成27年の23,743人（平成22年調査から1,784人減、7.00%減）から令和2年の21,943人へ1,800人の減、7.58%減少しており、減少の幅も大きくなっている。これは、少子高齢化の影響に加え、地元高校生の町外及び県外への進学者の増加や、産業構造の変革に伴う仕事の多様化による町外及び県外への就職者の増加による影響も大きいものと考えられる。

産業別の就業者を比較してみると、就業者総数11,945人のうち一次産業が1,689人（14.1%）、第二次産業が4,172人（34.9%）、第三次産業が6,084人（50.9%）となっており、第二次・第三次産業への従事者が8割以上を占める産業構造になっている。

従業員の多い業種とその事業所数を比較してみると、平成28年経済センサス基本調査より従業員数が多い業種として、第1位が製造業で104事業所に2,994人が就業し、第2位が卸売・小売業で309事業所に1,773人、第3位がサービス関連業で329事業所に1,668人が就業している。また、令和2年工業統計調査を見ると製造品出荷額は770億円に上り、地域経済のけん引役を担っている。

しかしながら、近年製品出荷額は上昇傾向にあるものの、原材料の高騰、事業所数の減少、商店の店舗数や販売額、従業員数も減少を続けており、各事業所の生産性を向上させ、安定した地域雇用の創出に繋げる支援策が急務である。

本町の産業の中核を成す製造業は、食品製造業や金属製品加工業、プラスチック製品製造業、生産用機械製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業が基幹業種であり、いずれの業種においても中小企業者が地域産業をけん引している。これらの中小企業が永続的に成長を続け、地域経済をしっかりと下支えすることで、今後さらなる経済の進展・発展が期待される場所である。

## (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者・小規模事業者等への先端設備等の導入により労働生産性の向上を後押しすることで、地域経済の発展と雇用の創出を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

各事業者が策定する先端設備等導入計画を認定するに当たり、労働生産性の向上を判断する基準は次のとおりとする。

労働生産性（注）の目標伸び率は年平均3%以上としたうえで、

○先端設備等導入計画の計画期間が3年間の場合、計画期間である3年後までの労働生産性向上の目標伸び率は9%以上とする。

○同計画の計画期間が4年間の場合、計画期間である4年後までの労働生産性向上の目標伸び率は12%以上とする。

○同計画の計画期間が5年間の場合、計画期間である5年後までの労働生産性向上の目標伸び率は15%以上とする。

また、広域連携等も含めた地域の中核的な企業を中心とした取り組みに係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての指標または参加者個々の指標のいずれでも用いることができることとする。

「(注) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量(労働者数または労働者数×一人当たり年間就業時間)で除したものとする。  
(中小企業等の経営強化に関する基本方針より抜粋。)」

## 2 先端設備等の種類

本町経済をけん引する産業は、製造業、サービス関連業、卸売・小売業であり、これらの産業で働く従業員数は町内の全事業所で働く従業員の6割以上を占める中、人材不足への対応や生産性の向上に加え、新商品の開発、新サービスの提供や省力化など、事業分野ごとに様々な経営改革を推進しながら地域経済を下支えしている。

そこで、これら多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化施行規則第7条第1項に定める先端設備等のすべてを対象とする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

本町をけん引する製造業、サービス関連業、卸売・小売業は、中心市街地から丘陵地に至るまで町内全域に立地していることに加え、本町内で幅広い産業分野で、より多くの事業所において本計画を活用し、地域全体で安定した雇用の創出と生産性の向上による経済活性化を実現する観点から対象地域は町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

加美町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、本計画により認定の対象とする事業は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、地域内の雇用創出と経済活性化を促進し、労働生産性が年平均3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和 5年 6月28日 ～ 令和 7年 6月27日の2年間

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 本計画においては、中小企業者の生産性向上による業況の回復を後押しし、地域経済の発展と雇用創出を促進する観点から、人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 本計画においては、公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。

(3) 本計画において町民税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮するものとする。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。